

南 事 第 1 5 8 5 号

令和7年10月1日

各課（所）長 殿

農林水産部長

（公印省略）

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準
の一部改正について（通知）

みだしの件について、別添のとおり改正することとしたので通知する。なお、本通知の
改正施行日以降の契約に係る工事から適用することとしたので適切に対応されたい。

送付先一覧

農林水産総務課長（工事検査指導班扱い）、農地農村整備課長

北部農林水産振興センター所長（農業水産整備課扱い）、中部農林土木事務所長、

南部農林土木事務所長、宮古農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）、

八重山農林水産振興センター所長（農林水産整備課扱い）